

研究会報告用資料（中央大学 野口貴公美）

以下、●が具体的な問題提起。

#### [1] 災害対策法制について、法律学（行政法学）からの三つの視点

- 1 法律の「目的」＝基本的人権の保障（国民の安全・安心の確保）（参考1）
- 2 法律の「限界」＝得意分野では「実効性の確保」、苦手分野では「現場力の障害とならない」
- 3 法律「規律」＝組織（「新しい公共」の時代）・権限（「地方分権」の時代）・救済（「安全・安心」の時代）

#### [2] 災害対策法制の検討

- 1 「論点」について
  - 大規模広域災害対策一権限の「調整」か、権限の「発動」か（参考2）。
  - 権限調整型の場合には、国と地方の役割分担論に基づく必要。
  - 地方公共団体の行政機能喪失への対応のあり方（応急段階から復旧・復興段階まで）。
  - 緊急時から平常時への接合の視点（参考3、参考4）。
- 2 予防法制
  - 災害は完全な回避が不可能。
  - 「安全・安心」を確保する手法→「リスクコミュニケーション」の活用。
- 3 応急法制
  - 個別の作用法での対応。
  - 現場における機動的な応急活動を可能にするため、即時強制等の活用（及び損失補償制度）の検討。あわせて、強制手法の限界を踏まえた施策の工夫（規制→誘導）。
  - 応急対策には資源が必要、かつ、「災害対応の標準化」。
  - 情報収集ルート確立（応急対策資源の準備配分状況・被害情報等）。
  - 応急対策資源の確保、標準化→「指針」の活用（参考5）。

#### 4 復旧法制

- 災害ごとの、個別法（特措法等）の対応が少なくない。
- 制度間の調整・連携の必要。長期的には、生活保護制度、地域再生法等へのつながり。
- 「被災者」の視点。
- 被災者生活再建支援法の支給決定手続→支給決定に対し、行服法5条による審査請求（被災した住居が所在する都道府県に対して、60日以内）（参考6）。
- 生活再建（参考7）。

### [3] 災害対策基本法の検討（求められる手法と、実効性の確保の観点から）

#### 1 総則

##### (1) 基本法としての災対法の位置づけ

- 災害対策の基本法としての位置づけを明確化する必要はないか（A-1/A-6）。
- 減災の位置づけ（A-2）。

##### (2) 組織

- 組織連携の重要性。統制モデル（単発課題対応型）と問題解決モデル（組織連携調整型）という組織文化の異なる集団の連携をはかるという困難な課題（警察・消防も同じ苦悩）。
- 組織間の情報共有の重要性について触れる必要はないか（A-3/A-4/A-5）。
- 中央防災会議の役割・位置づけ（A-7）、中央防災会議と市町村長との関係（A-8）。

#### 2 予防

##### (1) 防災計画

- 災害対策基本法は新参者→既存の組織・手法を横断的に束ねるための「計画手法」。災害対策法の実効性確保＝計画手法の実効性確保。「情報手法（情動的行政手法）」からのアプローチが有効。
- 現行の計画は、事業の羅列で優先順位が明らかではないとの指摘。
- 計画の見直し手続（B-1）。
- 計画行政の実効性を高めるため、計画策定手続の活用（関係者の意識啓発）（B-2）。

●計画実施状況（諸法における対応状況を含む）の一元的把握（B-3）。

## （2）災害予防

○実効性の高い予防施策とは何かについて専門的知見に基づき検討をし、実施していく過程の確保。

●予防施策に関して、専門的知見から検証する仕組み（B-4）。アセスメント、リスクコミュニケーション、防災評価指標、危険度ランクの導入。災害危険情報の可視化と共有。

○潜在的被災者は、全国民→災害予防に関わる、各関係者の意識啓発、「自助」、「共助」。「公助」の限界を示し、「自助」、「共助」で補う部分を明示する必要。

●防災に必要な設備・物資の「標準」「指針」（B-5）→公助の限界（不足分）を明示することにより、自助、共助のインセンティブを高めることにもつながる。

## 3 応急

### （1）災害応急対策

○被害発生の様態予測が困難、対応する関係行政機関が多数存在→実動部隊を指揮する、統率能力のあるプレーン機関に、必要な情報を集積させ、調整する仕組み（C-1）。

●応急対策の実施状況についての情報の集約、実施状況を客観的に検証する仕組みは整っているか（C-2/C-3）。

○現場の応急活動は、市町村長の権限（出動命令（58条）、事前措置（59条）、避難の指示（60条）、応急措置（62条）、警戒区域設定（63条）。63条違反には罰則（116条）。

●市町村長の権限行使の実効性（避難勧告と避難指示）（C-4）—よく指摘されているように、法的拘束力という観点からの区分は不明確。実効性は担保されているか。

●指示・勧告に、いかに実効性をもたせるか。①「強制」化—避難行動の義務づけ&罰則の導入。②緩やかな強制力—違反者公表など、行政指導違反者への対応を参照。③誘導—原因者に負担を担わせる（原因者負担金）、救出費用の有料化（但し、災害法の分野ではやや不適切）。従った者に優位性を与える等（C-4）。

●立入禁止命令等につき、罰則による担保で十分か（C-5）。事業者への権限付与の可能性（C-5-2）。立入検査拒否等に対する罰則は実効性担保に十分か（C-6）。

#### 4 復旧

##### (1) 災害復旧

- 復旧対策を行うために必要となる、被災者情報の確保・活用。
- 災害発生後、災害について調査検討を行うなどの、災害後の検証の機会の確保の必要性(D-1)。

##### [\*] 災害対策に関連する「情報」(未整理)

- 情動的行政手法の重視・・災害法制における、「災害情報」、これにまつわる諸規定・仕組み等を、統合的に整理する必要。
- 必要となる情報—情報の収集、管理、保護、利用のための手法。
- 予防、準備、応急、復旧、復興、の各段階において必要となる情報とはいかなるものか。

##### 予防段階

- ・防災技術の情報化、過去の防災被災データ、被災シミュレーション
- ・地域防災計画の実施状況の資料(45条)、災害情報の伝達(47条)

##### 準備段階

##### 応急段階

- ・派遣職員に対する資料(33条)、災害に関する情報の収集・伝達(51条)、被害状況等の報告(53条)、発見者通報義務(54条)、警報通知(55条)、警報伝達・警告(56条)

##### 復旧段階

- ・被災情報、被災地情報、被災者情報、原因分析
- ・災害復旧事業費の決定—地方公共団体の資料(88条)

##### 復興段階

■ [参考 1] 消費者安全法「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現」

(基本理念)

第 3 条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。〈事故発生予防及び被害拡大防止〉

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適確に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。〈消費者の利便の増進〉

3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。〈組織連携〉

■ [参考 1-2] 東日本大震災復興基本法

第 2 条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

1. 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者とその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び 1 人 1 人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、21 世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

2. 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

3. 被災者を含む国民 1 人 1 人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

4. 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

5. 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

6. 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

■[参考2]武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(国、地方公共団体等の責務)

第3条 国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等においては、この法律で定めるところにより、その業務について、国民の保護のための措置を実施する責務を有する。

4 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

■[参考3]東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

1 避難住民に係る事務処理の特例（地方自治法上の事務委託手続の特例）：指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、①市町村の指定（総務大臣告示）→

②処理の困難な事務を総務大臣に届出→③避難先団体が処理する事務の告示（総務大臣）→④避難先団体に避難住民の情報を通知、避難先団体が処理することとすることができることとする。

2 住所移転者に係る措置（情報の提供、交流促進事業、住所移転者協議会の設置等）

3 市町村区域外に避難を余儀なくされている住民に適切な役務を提供するため必要な措置を講ずる

#### ■[参考4]地方自治法

○「地方公共団体相互間の協力」

・協議会（252条の2、協議による規約）

・機関の共同設置（252条の7－平成23年法改正で行政機関の設置にも拡大、252条の13、協議による規約）

・事務の委託（252条の14、協議による規約）、職員の派遣（252条の17、「派遣を求める」）

○条例による事務処理の特例

・252条の17の2「都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。」

○地方公共団体の組合（全部事務組合、役場事務組合は廃止）

284条 一部事務組合・広域連合（協議による規約、総務大臣・知事の許可を得て設置）

#### ■[参考5]消防力の整備指針

第1条 この指針は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるものとする。

2 市町村は、この指針に定める施設及び人員を目標として、必要な施設及び人員を整備するものとする。

第4条 署所及び市街地に配置する動力消防ポンプの数

第5条 人口30万を超える市街地の署所及び動力消防ポンプの数・

第31条 救助工作車に搭乗する救助隊の隊員の数は、救助工作車一台につき五人とする。

2 前項の規定による救助工作車に搭乗する救助隊の隊員のうち、一人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。

3 人命救助を必要とする災害又は事故が多発する地域においては、前二項の規定による救助隊

の隊員に加えて、消防本部若しくは署所又は消防団に地域の実情に応じて必要と認められる数の救助のための要員を配置するものとする。

第37条 消防団は、一市町村に一団を置くものとする。ただし、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合は、この限りでない。

#### ■[参考6]感染症予防法

第25条 第20条第2項若しくは第3項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が30日を超えるもの又はその保護者は、同条第2項又は第3項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して5日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

#### ■[参考7]土地収用法

（生活再建のための措置）

第139条の2 第26条第1項（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定によつて告示された事業に必要な土地等を提供することによつて生活の基礎を失うこととなる者は、その受ける対償と相まつて実施されることを必要とする場合においては、次に掲げる生活再建のための措置の実施のあつせんを起業者に申し出ることができる。

- 一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

2 起業者は、前項の規定による申出があつた場合においては、事情の許す限り、当該申出に係る措置を講ずるよう努めるものとする。

[参考資料]災害対策基本法		条文	タイトル	概要	罰則	報告・ 情報の 提出	調査 権	情報 の利 用	備考	
A/総則	1章 総則								A-1/災害対策の基本理念に関する条文、前文の検討如何。	A-1/現在、基本法(39)中には、災対法以外には「基本理念」、「基本的施策」といった見出し条文や章がおかれている。ちなみに、基本法39法中、前文があるものは11法であるが、必ずしも基本理念を明らかにする内容に限らない。
		1条 2条	目的 定義						A-2/「減災」の位置づけ	A-2/2条2号「防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害 の復旧を図ることをいう。」
		3条 4条	国の責務 都道府県の責務	基本計画の策定 都道府県地域防災計画の策 定、総合調整						
		5条	市町村の責務	住民の保護、市町村地域防 災計画の策定、防災組織の 充実						
		5条の2	地方公共団体相互の協力						A-3/「協力」の具体的内容に ふれるべきではないか。	A-3/災害情報の情報共有・活用について書き込む、等。渋谷区震災対 策総合条例36条3項「区長は、第一項に規定する体制の整備又は前項 の援護を行うため、災害時要援護者に係る個人情報(渋谷区個人情報 保護条例(平成元年渋谷区条例第四十号。以下「保護条例」という。)第 二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)のうち区規則で定 めるものについて、保護条例第十四条第二項の規定により目的外利用 をし、又は自主防災組織、消防団、消防署、警察署及び民生委員(以下 これらを「自主防災組織等」という。)並びに区規則で定めるものに対 して、保護条例第十五条第二項の規定により外部提供をし、必要な個人 情報を共有させることができる。」
		6条	指定公共機関および指定地 方公共機関の責務							
		7条	住民等の責務	1項:防災上重要な施設の管 理者、2項:住民					A-4/事業者の自主防災活 動に関する記述は不要か。 A-5/住民及び自主防災組 織の役割、位置づけに関し、 各主体からのより能動的な 働きかけを可能にするため の規定の可能性。	A-4/条例レベルでは対応している(新宿区震災条例等) A-5/消費者 基本法第7条「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な 知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動 するよう努めなければならない。2 消費者は、消費生活に関し、環境 の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければなら ない。」第8条「消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提 供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の 防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向 上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。」
		8条	施策における防災上の配慮 等	国および地方公共団体						
		9条	政府の措置および国会に対 する報告							
		10条	他の法律との関係						A-6/基本法としての本法の 位置づけ。	A-6/従来の災害に関する法律を調整し、補填する法律であることを明ら かにすべきではないか。
	2章 防災に 関する 組織								A-7/中央防災会議の組織 的位置づけ。「内閣総理大 臣」との関係の整理。	A-7/中央防災会議の役割、位置づけ。集積された情報等もちいて、 平常時から、「ブレイン」としての機能をより積極的に果たすための仕組 みを整えるべきではないか。
		中央防災会議	11条 中央防災会議の設置及び所 掌事務	内閣府に設置、内閣総理大 臣からの諮問						
			12条 中央防災会議の組織							
			13条 関係行政機関等に対する協 力要求等	(所掌事務の遂行に関して) 関係行政機関の長等に対す る、資料・情報の提出、意見 の開陳その他必要な協力の 要求。地方防災会議等に対 する勧告。		*		*勧 告		
		地方防災会議	14条 都道府県防災会議の設置及 び所掌事務	防災計画の策定、相互の連 絡調整等						

			15条	都道府県防災会議の組織							
			16条	市町村防災会議	防災計画の策定及びその実施						
			17条	地方防災会議の協議会	「必要かつ効果的であると認めるとき」に設置						
			18/19条	削除							
			20条	政令への委任							
			21条	関係行政機関等に対する協力要求	(所掌事務の遂行に関して)関係行政機関の長等に対する、資料・情報の提出、意見の開陳その他必要な協力の要求。	*					
			22条	地方防災会議等相互の関係	都道府県防災会議から市町村防災会議への勧告			* 勧告	A-8/市町村長、または、市町村防災会議の側からの意見を汲み取るための機会は不要か。	A-8/交通安全対策基本法28条「地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業務計画の作成又は実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係行政機関の長に対し、必要な要請をすることができる。	
			23条	災害対策本部	都道府県知事、市町村長が計画に基づき設置。指示は、都道府県災害対策本部から警察・教育委員会、市町村災害対策本部から教育委員会宛。						
		非常災害対策本部及び緊急災害対策本部	24条	非常災害対策本部	内閣府に臨時に設置						
			25条	非常災害対策本部の組織	対策本部長＝国務大臣						
			26条	非常災害対策本部の所掌事務							
			27条	指定行政機関の長の権限の委任							
			28条	非常災害対策本部長の権限	権限行使の調整、関係機関への指示権			* 指示			
			28条の2	緊急災害対策本部	内閣府に臨時に設置						
			28条の3	緊急災害対策本部の組織							
			28条の4	緊急災害対策本部の所掌事務							
			28条の5	指定行政機関の長の権限の委任							
		非常時における職員の派遣	29条	職員の派遣の要請	都道府県知事、委員会もしくは委員から、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関へ/市町村長等から指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関へ。委員会または委員による要請には、知事、市町村長との協議が必要。			* 要請(33条)	A-9/非常時における物資(機材、設備等)の供与についてもあわせて規定する必要はないか。現在は協定で対応。		
			30条	職員の派遣のあっせん	知事等・市町村長等から内閣総理大臣または都道府県知事へ						
			31条	職員の派遣義務							
			32条	派遣職員の身分取扱い							
			33条	派遣職員に対する資料の提出等	職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、職員に関する資料を内閣総理大臣に提出、相互に交換			* (29条)	A-9/非常時における物資(機材、設備等)の供与についてもあわせて規定する必要はないか。	A-9/消防法等の各種法制における届出等に基づき収集された情報の活用が可能になるような手当。	

	B/予防										B-1/各計画の遂行・実施に関する遂行管理や事後検証の仕組みは整っているか(災害発生後の計画の事後検証の仕組みなど)。	B-1/予防＝計画行政。計画間調整と計画の履行確保、計画の見直し。アセスメント、リスクコミュニケーションー情報的手法が有効なのではないか。
	3章	防災計画	34条	防災基本計画	中央防災会議が作成。内閣総理大臣へ報告、毎年検討を加え、必要があるときは修正。		*					
			35条		防災基本計画の記載事項							
			36条	指定行政機関の防災業務計画	所掌事務について防災に關しとるべき措置。内閣総理大臣へ報告、毎年検討を加え、必要があるときは修正。		*					
			37条		防災業務計画の記載事項							
			38条	他の法令に基づく計画との調整								
			39条	指定公共機関の防災業務計画	内閣総理大臣へ報告、毎年検討を加え、必要があるときは修正。		*					
			40条	都道府県地域防災計画	都道府県防災会議が作成。内閣総理大臣へ報告、毎年検討を加え、必要があるときは修正。		*			B-2/計画策定にあたって、住民(自主防災組織)からの意見を徴収する機会の確保(を法定すること)は不要か。	B-2/都市計画法における地区計画策定手続等、都市計画法16条「都道府県又は市町村は、次項の規定による場合を除くほか、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。2 都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他の政令で定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする。」	
			41条	(他の法令に基づく計画との調整)	計画間の整合性。							
			42条	市町村地域防災計画	市町村防災会議が作成。作成後に知事に報告。		*			B-2/計画策定にあたって、住民(自主防災組織)からの意見を徴収する機会の確保(を法定すること)は不要か。B-2-2/他法令における計画との連携	B-2-2/防災街区整備地区計画(都市計画法)との連携の可能性等。都市計画法上の住民参加についてはB-2。	
			43条	都道府県相互間地域防災計画	防災会議協議会が作成。内閣総理大臣への報告、毎年検討を加え、必要があるときは修正。		*					
			44条	市町村相互間地域防災計画	防災会議協議会が作成。作成後に知事に報告。		*					
			45条	地域防災計画の実施の推進のための要請等	(計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるとき)防災会議会長、協議会代表者→指定地方行政機関の長等(防災上重要な施設の管理者関係者を含む)へ、必要な要請、勧告、指示権。あわせて、地域防災計画の実施状況について報告または資料の提出を求めることができる。		*		*要請、勧告、指示	B-3/計画の実施状況についての情報が集積、一元化していく仕組みは整っているか。		
	4章	災害予防								B-4/予防施策に関する、専門的知見からのアセスメント。	B-4/食品安全委員会＝規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う初めてのリスク管理機関。食品安全基本法23条「二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。四 第二号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。」	

				46条	災害予防及びその実施責任	指定行政機関の長、指定地 法行政機関の長、地方公共 団体の長・執行機関、指定 公共機関、指定地法公共機 関、その他法令の規定によ り災害予防の実施について 責任を有する者。					
				47条	防災に関する組織の整備義 務	災害予防責任者(防災上重 要な施設の管理者を含む) は、災害を予測し、予報し、 災害情報を迅速に伝達する ため必要な組織を整備す				B-5/必要な組織の目標設定 の必要性。	B-5/消防力の整備指針(平成12年消防庁告示)。
				48条	防災訓練義務	災害予防責任者が法令また は防災計画に基づき実施。					
				49条	防災に必要な物資及び資材 の備蓄等の義務	災害予防責任者が備蓄、整 備、点検。				B-5/必要な物資・資材の目 標設定の必要性。	B-5/消防力の整備指針(平成12年消防庁告示)。市町村の火災の予 防、警戒及び鎮圧、救急業務並びに人命の救助等を行うために必要な 施設及び人員についての定め。
	C/応急										C-1/関連組織をたばねる中枢組織の明確化(そこに情報が集積してい く仕組み)。
		5章 災害応 急対策									
			通則	50条	災害応急対策及びその実施 責任	指定機関の長及び指定地方 行政機関の長・執行機関、 指定公共機関、指定地法公 共機関の災害応急対策実施 責任者					
				51条	情報の収集及び伝達	災害応急対策責任者(防災 上重要な施設の管理者を含 む)は、法令または防災計画 の定めるところにより、災害 に関する情報の収集及び伝 達につとめなければならない 。				C-2/応急対策の実施状況 についての情報の集約、実 施状況を客観的に検証をす る仕組みは整っているか。	C-2/消費者安全法12条「第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市 町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報 を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところに より、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項 を通知しなければならない。」13条「内閣総理大臣は、前条第一項又は 第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する 情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ 適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるもの とする。 2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政 機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消 費者委員会に報告するものとする。」14条「内閣総理大臣は、前条第一 項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行 うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団 体の長、国民生活センターの長その他の関係者に対し、資料の提供、 意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析 又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。 2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被 害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県 知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求 めることができる。」15条「第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一 項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等による被害 の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の 発生(以下「消費者被害の発生又は拡大」という。)の防止を図るため消 費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等 の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の 発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供する とともに、これを公表するものとする。」
				52条	防災信号	内閣府令で定める	116条/防災 に関する信号 をみだりに使 用し、又はこ れと類似する 信号を使用し た者(10万円 以下の罰金又 は拘留)				

			53条	被害状況等の報告	市町村は、都道府県に対して災害の状況や措置の概要を報告する義務。都道府県は、内閣総理大臣に報告義務。内閣総理大臣は中央防災会議に通報。	*		C-2/収集ルートを一元化して、各主体が即時的に共有できる仕組みになっているか。	
	警報の伝達等		54条	発見者の通報義務	災害が発生するおそれがある以上な現象を発見した者、市町村長または警察官もしくは海上保安官への通報義務。警察官または海上保安官は市町村長に通報義務。市町村長は、気象庁その他関係機関への通報義務。	*		C-2収集ルートを一元化して、各主体が即時的に共有できる仕組みになっているか。	
			55条	都道府県知事の通知等	国の機関から通知を受けた、または自ら警報を発した都道府県知事は、災害の事態及びとるべき措置につき、関係指定地法行政機関の長、指定地法公共機関、市町村長その他の関係者に対し通知または要請。	*			
			56条	市町村長の警報の伝達及び警告	市町村長から、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達。必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知または警告をすることができる。	*			
			57条	通信設備の優先利用等	都道府県知事または市町村長の要請権限			* 要請	
	事前措置及び避難		58条	市町村長の出動命令等	市町村長→消防機関・水防団、災害応急対策責任者→応急措置の実施要請			* 要請	C-3/要請の判断根拠となる被害状況データの把握は十分か。
			59条	市町村長の事前措置等	市町村長→災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者、管理者に対し、必要な措置をとることを指示			* 措置の指示	
			60条	市町村長の避難の指示等	市町村長→必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に、立退きの勧告、立退きの指示			* 勧告、指示	C-4/避難勧告と避難指示の実効性如何。
			61条	警察官等の避難の指示	市町村長が指示することができないと認めるとき、警察官または海上保安官が立退きの指示をすることができる			* 指示	
	応急措置		62条	市町村の応急措置	市町村長は、必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない				

			63条	市町村長の警戒区域設定権等	市町村長の警戒区域設定権、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去命令。	116条／市町村長、警察官、会場保安官、自衛官による禁止もしくは制限又は退去命令に従わなかった者(10万円以下の罰金又は拘留)				C-5/即時強制の規定は不要か(警職法等で足りるか)。C-5-2/事業者に対する権限の付与等如何。	C-5/警察官職務執行法4条「警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。」原因者負担金、障害者の雇用の促進等に関する法(障害者雇用納付金と障害者雇用調整金) C-5-2 航空法74条「機長は、航空機又は旅客の危難が生じた場合又は危難が生ずるおそれがあると認める場合は、航空機内にある旅客に対し、避難の方法その他安全のため必要な事項(機長が前条第一項の措置をとることに対する必要な援助を除く。)について命令をすることができる。」
			64条	応急公用負担等	応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき、市町村長による物件の使用、収用。						
			65条		応急措置を実施するために緊急の必要があると認めるときは、現場にある者を従事させることができる。						
			66条	災害時における漂流物等の処理の特例	水難救護法29条の規定(市町村長への引き渡し)によらずに、警察署長等が当該物件を保管できる。						
			67条	他の市町村長等に対する応援の要求	市町村長→他の市町村長への応援要求。						
			68条	都道府県知事等に対する応援の要求等	市町村長→都道府県知事等への応援要求。						
			68条の2	災害派遣の要請の要求等	市町村長→都道府県知事に対し、自衛隊法83条1項の要請をすることを求めることができる。						
			69条	災害時における事務の委託の処理の特例	地方自治法の規定によらず、市町村は、その事務を他の地方公共団体に委託できる。						
			70条	都道府県の応急措置	都道府県知事は、必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない						
			71条	都道府県知事の従事命令等	災害救助法の規定の例により、従事命令、協力命令、もしくは保管命令を発し、物資を管理・使用・収用し、職員に立入検査をさせ、物資を保管させたものから必要な報告をとることができる。	103条／都道府県知事の従事命令・協力命令・保管命令に従わなかった者(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金) 115条／立入検査を拒み、妨げ、忌避した者、報告をせず、虚偽の報告をした者(20万円以下の罰金)	*	*立入検査	*命令	C-6/立入検査拒否等に対する罰則は、実効性担保に十分か。	
			72条	都道府県知事の指示	都道府県知事→市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示						

			73条	都道府県知事による応急措置の代行	都道府県知事は、市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき、応急措置の全部または一部を市町村長にかわって実施。開始・終了にあたってはその旨を公示。															
			74条	都道府県知事等に対する応援の要求	都道府県知事→他の都道府県知事															
			75条	災害時における事務の委託のの特例	地方自治法の規定によらず、都道府県は、その事務を他の都道府県に委託できる。															
			76条	災害時における交通の規制等	都道府県公安委員会→道路における通行の禁止・制限	104条／都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった者(3月以下の懲役又は20万円以下の罰金)														
			76条の2		車両の運転者の車両移動義務。															
			76条の3		警察官による措置命令。															
			76条の4		国家公安委員会→関係都道府県公安委員会への指示。災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように。															
			77条	指定行政機関の長等の応急措置	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない															
			78条	指定行政機関の長等の取用等	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長→当該応急措置の実施に必要な物資の生産・集荷・販売・配給・保管・輸送を業とする者に、取り扱う物資の保管命令、取用をすることができる。あわせて、保管をさせた者から必要な報告をとり、立入検査をさせることができる。	103条／指定行政機関の長等の保管命令に従わなかった者(6月以下の懲役又は30万円以下の罰金) 115条／立入検査を拒み、妨げ、忌避した者、報告をせず、虚偽の報告をした者(20万円以下の罰金)	*	*立入検査	*命令	C-6／立入検査拒否等に対する罰則は、実効性担保に十分か。										
			79条	通信設備の優先使用権	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、都道府県知事、市町村長															
			80条	指定公共機関等の応急措置	指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない															
			81条	公用令書の交付	71条、78条の処分について、公用令書を交付して行わなければならない。															
			82条	損失補償等	64条、63条、71条、76条、78条の規定により処分が行われた場合、通損補															

			83条	立入りの要件	71条、78条により職員が立入る場合、あらかじめその旨を管理者に通知し、身分を示す証票を携帯する。						
			84条	応急措置の業務に従事した者に対する損害補償	業務に従事させた市町村が損害を補償。						
			85条	被災者の公的徴収金の減免等	国、地方公共団体						
			86条	国有財産等の貸付等の特例	国、地方公共団体						
		8章	災害緊急事態	105条	災害緊急事態の布告	内閣総理大臣が閣議にかけて布告。					
				106条	国会の承認及び布告の廃止	105条の布告があった場合、28条の2の規定により、緊急災害対策本部を設置。					
				107条	災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置						
				108条	削除						
				109条	緊急措置	内閣の政令制定権限。国の経済の秩序を維持し、公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合。					
				109条の2		海外からの支援受け入れに関する政令制定権限。					
	D/復旧										
		6章	災害復旧							D-1/災害発生後、災害について調査検討を行うなどの、災害後の検証の機会の確保の必要性。	D-1/運輸行政—運輸安全委員会。消費者行政—消費者庁。消防法における、消防庁長官自らの判断による火災原因調査。消防法35条の3の2「消防庁長官は、消防長又は前条第一項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合及び特に必要があると認められた場合に限り、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができる。」
				87条	災害復旧の実施責任	指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長・執行機関、指定公共機関、指定地法公共機関、その他、法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者。					
				88条	災害復旧事業費の決定	都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、主務大臣が決定。	*			*事業費の決定	
				89条	防災会議への報告	主務大臣→防災会議					
				90条	国の負担金又は補助金の早期交付等	災害復旧事業の円滑な施行のために必要があると、国が認めるとき					
		7章	財政金融措置	91条	災害予防等に要する費用の負担	費用は、「その実施の責めに任ずる者が負担する」。				D-2/費用負担の分担決定までに、暫定的に資金を調達する仕組み等の必要性。 D-3/費用負担の分担の適正性を、客観的視点から評価する仕組みは不要か。	
				92条	他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担	67条、68条、74条、応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担。					
				93条	市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担	72条により知事の指示に基づいて実施した応急措置の費用のうち、市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるもの					
				94条	災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助	国が負担し、補助することができる。					

